

育児・健康相談(6月)

☑下表の通り ☑相談担当者=保健師など
 ※育児相談は母子健康手帳を持参
 ☑育児相談=こども保健課(☎231-1447)、
 健康相談=成人保健課(☎231-1935)

育…育児相談 健…健康相談
 骨…骨量測定

場 所	日 曜	内 容	
		10:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00
唐戸保健センター	2 金	育	
豊北保健センター	2 金	育	
吉見公民館	2 金		健・骨 13:30-15:30
彦島保健センター	6 火	健・骨	
吉田公民館	8 木	健・骨	
六連島漁村センター	9 金	健	
豊田子育て支援センター	13 火	育	
新下関保健センター	19 月	育 10:00-11:30	
菊川保健センター	21 水	育	
山陽保健センター	23 金	育	
豊浦保健センター	23 金	育	

幼児食歯つぴ教室

☑市内在住の1歳6カ月、
3歳児とその保護者 ☑7
月28日(金)午前10時~正午
唐戸保健センター ☑栄養士・
歯科衛生士による講話、幼児食の
試食(昼食例) ☑15組(先着順)
☑200円(材料費) ☑母子健康手帳、
歯ブラシ、タオル ☑実施日の2
日前までに電話でこども保健課へ。
☑こども保健課(☎231-1447)



自立支援教育訓練給付制度が 変わります

ひとり親家庭の父・母で、生活
状況・所得(児童扶養手当を受給で
きる程度の所得など)一定の条件を
満たす方が、雇用保険制度の教育
訓練給付の指定講座を受講する場
合、給付金が受けられます。受講
開始前の申請が必要です。早
めに相談してください。※今年度

から、雇用保険制度の一般教育訓
練給付金とあわせて受給可能とな
りました
☑こども家庭課(☎231-1358)

児童館のイベント

●ゆたか児童館(☎253-8281)
 ▼科学の不思議教室Ⅱ☑園児(3歳
以上)と保護者、小学生 ☑6月17
日(土)午前10時30分 ☑定20人(先着
順) ☑5月20日(土)午前10時30分
から直接か電話でゆたか児童館へ
 ▼ママと子どもたちにおくるコン
サートⅡ☑6月27日(火)午前10時
30分

●ひかり童夢(☎229-0980)
 ▼英語で遊ぼうⅡ☑乳幼児と保護
者 ☑6月14日(水)午前11時
 ●ひこまる(☎266-3321)
 ▼小麦粉ねんどあそびⅡ☑乳幼児
と保護者 ☑6月16日(金)午前11
時 ▼親子リトミックⅡ☑乳幼児
と保護者 ☑6月23日(金)午前11

時 ▼保健師さんのお話Ⅱ☑乳幼
児と保護者 ☑6月29日(木)午前
11時
 ●宇賀児童館(☎776-0001)
 ▼父の日プレゼントづくりⅡ☑幼
児と保護者、小学生など ☑6月
10日(土)午前10時30分 ▼親子体
操&ふれあい遊びⅡ☑乳幼児と保
護者など ☑6月14日(水)午前11
時 ▼マジックショーⅡ☑幼児と
保護者、小学生など ☑6月24日
(土)午後2時 ☑直接か電話で宇
賀児童館へ

児童クラブ(夏休み期間限定) 募集(夏休み期間限定)

登録者の中から書類審査や面接
などにより採用します。※登録は
採用を保証するものではありません
 ☑社会福祉士資格か保育士資格、
小・中学校、義務教育学校・高等
学校、中等教育学校、幼稚園のい
ずれかの教諭資格がある方、子育
て経験者など ☑▼業務名Ⅱ児童
クラブ支援員の補助 ▼雇入期間
Ⅱ7月21日~8月31日 ▼賃金額
Ⅱ有資格者930円(1時間)、無資格
者760円(1時間)※交通費の支給な
し ▼勤務場所Ⅱ市内各児童クラ
ブ ▼勤務時間帯Ⅱ月曜日~土曜
日の午前8時~午後6時30分の間
で相談の上、決定(1日3~7時間
の勤務あり) ☑6月20日(火)必
着までに、登録申請書か履歴書と
資格証明書(写し)をこども家庭課

へ。※必要定員に達しない時は登
録期間の延長を行う場合あり ※
登録申請書は市ホームページから
ダウンロード可
☑こども家庭課(☎231-1431)

児童手当現況届の提出を

児童手当を受けている
方は、送付された現況届
の提出を、届け出が遅れると手当
を受けることができなくなります。
☑児童手当受給者(15歳になって最
初の3月31日までの児童を養育し
ている方。公務員を除く) ☑現況
届、印鑑、受給者本人の健康保険
証の写し(国民年金加入者を除く)
▼平成29年1月2日以降に転入し
た方は、平成29年度所得課税証明
書(父母両方分)※必要に応じて提
出書類あり ☑6月1日~30日に、
こども家庭課、各総合支所市民生
活課、各支所へ。※公務員は原則、
勤務先で手続き
☑こども家庭課(☎231-1928)



児童クラブ(夏休み期間限定) 利用のお知らせ

☑市内の小学校に就学している児
童か、市内に住民票があり市外の
小学校に就学している児童で、そ
の保護者が次の理由により、昼間
家庭で児童の保育ができないと認
められる場合 ▼自宅外か自宅内
での仕事 ▼出産前後 ▼長期の
疾病か心身の障害 ▼同居家族の
介護・看護 ▼災害の被災・復旧
▼その他、市長が特に必要と認め
る状態 ☑▼平日Ⅱ午前8時~午
後6時30分 ▼土曜日Ⅱ午前8時~
午後6時 ☑7月21日~8月31日
の間で児童クラブの利用の枠に空
きが生じた場合に限り、利用可能
となります。※夏休み期間以降継
続して利用することは、出来ませ
ん ☑▼月曜日~金曜日の利用Ⅱ
期間を通じて1万6000円、▼月
曜日~土曜日の利用Ⅱ期間を通じ

て1万2600円 ※おやつ代などは別途徴収 ④放課後児童クラブ入会申込書、各種証明書など必要な書類、印鑑、口座振替依頼書(本人用控)の写し ⑤6月16日(金)必着までに、入会希望の児童クラブ(要事前連絡)、こども家庭課、各総合支所市民生活課 ※土・日曜日、祝日を除く ※申込書は、各児童クラブ、こども家庭課、各総合支所市民生活課で配布 ⑥こども家庭課(☎231-1431)



介護予防教室

「いきいきふれあい教室」

いつまでもいきいきとした生活が送れるよう、体操や運動を行います。※1人1教室まで ※全12回程度

①市内在住の65歳以上で医師などから運動を制限されていない方
②日①ドリームシップⅡ隔週火曜日の午前9時30分～11時 ③北部公民館Ⅱ毎週木曜日の午前10時～11時30分

④定20～25人 ⑤申6月16日(金)までに電話で、①本庁東部地域包括支援センター(☎231-1943)、②本庁北部地域包括支援センター(☎255-1111)へ。
⑥長寿支援課(☎231-1340)

高齢者等住宅金融融資

①市内に住所があり、金融機関の審査基準を満たす①か②に該当する方



①60歳以上の方 ②障害者(身体障害者手帳1級～4級か療育手帳A)の方 ※①②の同居(予定も含む)の親族も可 ※その他条件あり。問い合わせを ③対象工事Ⅱ高齢者や障害者に配慮した住宅の新築、専用居室や利用に適した浴室・トイレなどを増築・改築・改造する工事、玄関から道路までの通路などのバリアフリー化工事、これらの工事に伴う用地取得 ※修繕目的の工事と融資予定通知前に着工した場合は対象外 ④融資額Ⅱ30万円～40万円 ⑤融資利率Ⅱ年3・9%(うち保証料率2%)か年3・25%(うち保証料率1・35%)※どちらも固定金利。取扱金融機関により異なる ⑥融資期間Ⅱ10年以内 ⑦返還方法Ⅱ元利均等月賦償還 ※連帯保証人が1人必要 ※予算が無くなり次第終了 ⑧住民票、所得証明書、土地・建物の登記簿、工事見積書、図面など ⑨直接、福祉政策課、各総合支所市民生活課へ必要書類の提出を。

⑩福祉政策課(☎231-1723)、各総合支所市民生活課 ⑪菊川(☎287-4006) ⑫豊田(☎766-2947) ⑬豊浦(☎772-4020) ⑭豊北(☎782-1923)

保険・年金

各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

国民健康保険の「特定健診」を受けましょう

4月1日現在、国民健康保険加入者で40歳～74歳までの方には、受診券を発行しています。※今年度中に75歳になる方にも受診券を発行していますが、誕生日以降はこの受診券は無効となりますので注意してください。※同じ年度内に特定健診と人間ドックの両方の受診はできません



①平成30年3月25日(日)まで ②本人負担額Ⅱ1000円 ③受診券、国民健康保険証 ④市内の協力医療機関へ。※日時などを事前に確認してください ⑤保険年金課(☎231-1668)

歯の無料健康診断を

市内の歯科医師会加入の医院で無料健康診断を行います。※詳細



は歯科医院に問い合わせを ①国民健康保険加入者 ②6月19日～24日 ③国民健康保険証 ④保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

介護保険料の口座振替通知書の送付を廃止します

介護保険料の口座振替をしていく方に年1回4月に通知していましたが、平成29年度から口座振替の結果は、振替日以降に預(貯)金通帳への記帳で確認してください。※口座振替制度と確定申告に必要な納付済額通知書の送付(1月)は継続されます

後期高齢者医療のための所得の申告を

平成29年度の後期高齢者医療保険料算定のため、後期高齢者医療制度の被保険者やその世帯の方で、平成28年中に全く所得がなかった方や、所得が少なく所得税や市県民税が非課税の方は、所得の申告が必要です。対象の方には、申告書を送付しますので、届いた方は早めに提出を。



①保険年金課、各総合支所、本庁の各支所へ。 ②保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

被用者保険被扶養者の国民健康保険加入

これまで被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療に移行する場合、その方の被扶養者であった方は、他の被用者保険の被保険者や被扶養者にならない限り、国民健康保険に加入しなければなりません。

資格喪失後14日以内に、資格喪失証明書と印鑑、個人番号カードか通知カード、本人確認できるもの(運転免許証など)を持って、保険年金課、各総合支所、本庁の各支所で手続きをしてください。 ①保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

65歳以上の方に介護保険料納入通知書を送付します

平成29年度介護保険料納入通知書が特別徴収決定額通知書を、6月中旬から下旬に送付します。

①普通徴収：6月から毎月(年10回)の納付 ※納期限内の納入をお願いします ②特別徴収(年金天引き)：平成29年度年間保険料から4・6・8月の仮徴収額を除いた額を、10・12・2月(本徴収)で分割して天引き ③介護保険課(☎231-1138)

マークの見方

①…対象 ②…日時 ③…期間 ④…場所 ⑤…内容 ⑥…講師 ⑦…定員 ⑧…参加費など ⑨…持参する物 ⑩…申込方法 ⑪…共通事項 ⑫…問合せ先